

議案第 4 4 号

宇治市手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市手数料条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 6 月 4 日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市手数料条例の一部を改正する条例

宇治市手数料条例（平成12年宇治市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「

(14) 通知カードの再交付手数料	500円
(14)の2 個人番号カード（電子証明書に係る部分を除く。）の再交付手数料	800円

」

を「

に改め

(14) 個人番号カード（電子証明書に係る部分を除く。）の再交付手数料	800円
-------------------------------------	------

」

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。